

## 静岡市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 静岡市は、市民の生命の安全を確保するため、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。以下同じ。）により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する危険住宅の移転事業を行う者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、第1号から第3号までのいずれかの区域に存する既存不適格の住宅（当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。）又は次の各号のいずれかの区域に存する住宅（建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、市長が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものに限る。）をいう。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき  
県知事が静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号。以下「県条例」という。）第3条の規定により指定した災害危険区域
- (2) 法第40条の規定に基づき県条例第10条の規定により建築を制限している区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項の規定により県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- (4) 土砂災害防止法第4条第1項に規定する基礎調査を完了し、前号に掲げる区域に指定される見込みのある区域

2 この要綱において「移転事業」とは、危険住宅を安全な場所へ移転させる事業をいう。

### (補助の対象等)

第3条 市長は、事業者に対し、次に掲げる経費の全部について、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、同一の世帯に納付すべき市税（その延滞金を含む。）を現に滞納している者がいる者は、補助対象としない。

- (1) 次に掲げる要件を満たす危険住宅の除却及び移転等（以下「除却等」という。）に要する経費
  - ア 危険住宅の除却に要する経費（1戸あたり住宅局標準建設費等通知に定める1㎡当た

りの額を危険住宅の延べ面積に乗じた除却工事費を限度とする。)

イ 危険住宅の移転に要する経費（動産移転費、仮住居費等で1戸当たり97万5,000円を限度とする。)

(2) 次に掲げる要件を満たす危険住宅に代わる住宅の建設、購入又は改修（これに必要な土地の取得を含む。以下「建設等」という。）をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合における当該借入金利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）に相当する額の経費（建物にあつては465万円、土地取得にあつては206万円、敷地造成にあつては60万8,000円を限度とする。)

ア 危険住宅に代わる住宅を新たに建設する場合にあつては、原則として前条第1項第3号の区域外に存すること。

イ 危険住宅に代わる住宅を新たに建設する場合にあつては、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合すること。

（補助金の交付申請及び決定）

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 概要書（様式第3号）

(3) 世帯全員の住民票の写し

(4) 世帯全員の市税の納税証明書

(5) 危険住宅又はその整地が申請者の所有に属さない場合には、所有者の同意書（様式第4号）及び印鑑証明書

(6) 危険住宅の状況を示す写真（2方向から撮影したもの各1枚）

(7) 危険住宅の敷地が借地の場合にあつては、借地契約書の写し又は借地を証明する書類、当該土地所有者の誓約書（様式第5号）及び印鑑証明書

(8) 危険住宅の所有を証明する書類、危険住宅が借家の場合、借家契約書の写し又は借家を証明する書類

(9) 危険住宅が所在する土地の登記事項証明書及び公図の写し

(10) 危険住宅の建築時期が確認できる書類

(11) 危険住宅の除却等の場合は、これに要する経費の見積書の写し

(12) 危険住宅に代わる住宅の建設等の場合は、当該住宅の付近見取図、配置図、平面図及び

立面図

- (13) 危険住宅に代わる住宅の建設等の場合は、これに要する経費の見積書の写し
- (14) 危険住宅に代わる住宅の建設等の場合は、当該住宅が省エネ基準に適合することが確認できる書類の写し
- (15) 危険住宅に代わる住宅の建設等の場合は、これに要する資金を借り入れる金融機関等が発行する融資予定の証明書類
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第6号）を申請者に交付する。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

（交付の条件）

第5条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

（1）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

イ 補助事業の内容の変更をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告書を提出し、その指示を受けなければならないこと。

（変更等の承認申請）

第6条 前条第1号ア及びイの規定により市長の承認を受けようとする場合には、がけ地近接危険住宅移転事業計画変更承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）変更事業計画書（様式第2号）

（2）市長が必要があると認める書類

2 前条第1号ウの規定により市長の承認を受けようとする場合には、がけ地近接危険住宅移転事業廃止（中止）承認申請書（様式第8号）にがけ地近接危険住宅移転事業補助金交付決定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 事業者が、移転事業を完了したときは、実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 危険住宅に代わる住宅の法第7条第5項に規定する検査済証の写し又はこれに準ずる書類
- (2) 危険住宅に代わる住宅及び危険住宅の跡地の写真（それぞれ2方向から撮影したもの各1枚）
- (3) 危険住宅の除却等の場合は、危険住宅の除却等に係る契約書の写し
- (4) 危険住宅の除却等の場合は、危険住宅の除却費等の領収書又はこれに代わる書類
- (5) 危険住宅に代わる住宅の建設等の場合は、当該建設等に係る契約書の写し
- (6) 危険住宅に代わる住宅の建設等の場合は、当該住宅の建設費の領収書又はこれに代わる書類
- (7) 危険住宅に代わる住宅の建設等の場合は、当該建設等に要した資金の借入金額及び利息総額等を証明する書類
- (8) 危険住宅に代わる住宅の建設等の場合は、当該住宅及びその敷地の登記事項証明書又は当該住宅及びその敷地の所有者が確認できる書類
- (9) 移転後の世帯全員の住民票の写し
- (10) 危険住宅の跡地を管理する誓約書（様式第10号）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類  
（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、現地調査を行った上、交付すべき補助金の額を確定し、がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後事業者の請求により交付する。

（補助金の交付の取消し、停止又は返還）

第10条 市長は、第4条第2項の規定による交付決定を受けた事業者又は前条の規定により補助金の交付を受けた事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、若しくは停止し、又は返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき。
- (2) 建築関係法令に違反し建築物を建築したとき。
- (3) 工事の完了が著しく遅れたとき。

(4) 工事を中止したとき。

(5) 規則及びこの要綱に基づく申請、報告等の内容に偽りがあったとき。

第11条 市長は、前条の規定により、補助金の交付を取り消し、若しくは停止し、又は交付した補助金の返還を決定したときは、その旨を事業者に通知する。

2 前項の規定により補助金の返還を命じられた事業者は、市長の発する納入通知書により、その補助金を返納しなければならない。

(標識の設置)

第12条 市長は、危険住宅の移転事業が完了したときは、危険住宅の跡地の見やすい場所に、標識(様式第12号)を設置するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。ただし、第4条第7号の改正規定は、平成17年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住 所

氏 名

静岡市がけ地近接危険住宅移転事業について、補助金の交付を受けたいので、静岡市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添え、次のとおり申請します。

1 事業の目的

2 事業の完了の予定期日

完了予定日 年 月 日

3 交付申請額 円

4 添付書類 別添のとおり

様式第2号 (第4条、第6条関係)

(表) 事業計画書 (変更事業計画書)

危険状態住宅況	住宅	種別	専用住宅	併用住宅	建築面積	平方メートル		
			自家	貸家	延べ床面積	平方メートル		
	敷地	建築年月日	年 月 日	構造				
	敷地	自己所有地	借地	面積	平方メートル			
危険除却住宅等	事業内容	除却 解体移転 曳き移転						
	事業費	撤去費	動産移転費	跡地整備費	仮住居費	その他移転に伴う費用	計	
		円	円	円	円	円	円	円
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで							
住宅の建設等	事業費	円			資金の内訳	自己資金	円	
						借入金	円	
	建物	種別	建設・購入・改修費	構造				
				専用住宅	建築面積	平方メートル		
		併用住宅	延べ床面積	平方メートル				
			建築面積	平方メートル (併用部分)		平方メートル		
		延べ床面積	平方メートル (併用部分)		平方メートル			
		借入先	円 借入金					
	土地	借入条件	利率	パーセント	償還期間	年	利子総額	円
		利子合計	円					
		工事期間	年 月 日から 年 月 日まで					
	敷地の造成	区分	所有地	借地	購入	面積	平方メートル	
		購入費	円			借入金	円	
		借入先						
	敷地の造成	借入条件	利率	パーセント	償還期間	年	利子総額	円
造成面積		平方メートル			造成費	円		
借入金					借入金	円		

(裏)

職 業		家 族 数	人	年 収	円
危険住宅跡地の 土地利用計画					
移 転 先 所 在 地				用 途 地 域	
移 転 先 位 置 図					

(注)

- 1 不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当する項目に○印を付してください。
- 2 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載してください。

様式第3号（第4条関係）

（表）

概 要 書

危険住宅所在地			
危険住宅居住者		電話	
適 格 条 件	ア 災害危険区域	イ 県条例不適格	ウ その他
地 域 地 区	ア 市街化区域 ( 用途地域	イ 市街化調整区域	ウ その他 )
位 置 図			

(裏)

危険住宅平面図

がけの状況 (断面図)

(注) 適格条件欄及び地域地区欄は、該当する項目に○印を付してください。

様式第4号（第4条関係）

同 意 書

静岡市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱に基づき、静岡市  
が 年度がけ地近接危険住宅移転事業を遂行することに同意  
します。

年 月 日

住 所  
土地所有者  
氏 名 ①

年 月 日

住 所  
家屋所有者  
氏 名 ①

（宛先）静岡市長

（注）土地所有者及び家屋所有者の印は、実印としてください。

様式第5号（第4条関係）

誓 約 書

年度に静岡市がけ地近接危険住宅移転事業袖助金交付要綱に基づき補助金を受けて移転事業を行う次の跡地については、今後静岡市の指導に従い事業の目的に沿った適正な管理を行うことを誓約します。

1 所在地 静岡市 番地  
面積 平方メートル

2 跡地利用

年 月 日

住所  
土地所有者  
氏 名 ⑩

(宛先) 静岡市長

(注) 土地所有者の印は、実印としてください。

様式第6号（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました静岡市がけ地近接危険住宅移転事業補助金については、次のとおり交付決定しましたので通知します。

1 交付決定金額 金 円

2 交付の条件

- (1) 危険住宅の移転を行った跡地については、事業の目的に添った適正な管理をすること。
- (2) 事業が 年 月 日までに完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。
- (3) 静岡市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第7号（第6条関係）

がけ地近接危険住宅移転事業計画変更承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号により補助金の交付の決定を受けた 年度がけ地近接危険住宅移転事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更内容

2 変更理由

3 関係書類

様式第8号（第6条関係）

がけ地近接危険住宅移転事業廃止（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号により補助金の交付の決定を受けた 年度がけ地近接危険住宅移転事業の計画を次のとおり廃止（中止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 廃止（中止）理由

2 廃止（中止）に係る事業の内容及び金額

様式第9号（第7条関係）

実 績 報 告 書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた 年度がけ地

近接危険住宅移転事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

補助事業の実施期間

1 危険住宅の除却等

月 日 から 年 月 日まで

2 住宅の建設等

年 月 日 から 年 月 日まで

様式第 10 号（第 7 条関係）

誓 約 書

年度がけ地近接危険住宅移転業の補助を受けて危険住宅の除却を行った次の跡地については、今後静岡市の指導に従い、事業の目的に沿った適正な管理をすることを誓約します。

1 所在地

2 跡地利用

年 月 日

住 所

氏 名

（宛先） 静岡市長

様式第 11 号 (第 8 条関係)

がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付確定通知書

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 [印]

年 月 日付け 第 号により交付決定した補助金について、次のとおり確定したので通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助金交付確定額 円

様式第12号（第12条関係）

ここは、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命を保護するため 年度がけ地近接危険住宅移転事業により危険住宅の除却移転を行った土地であるので、市長に無断で居住の用に供する建築物の建築はできません。

静岡市